

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公務旅行における観光誘客キャンペーン事業の利用の
自粛について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事態を受け、観光庁の「Go To Travel事業」や本県の「高知観光リカバリーキャンペーン交通費用助成事業」等、国や各地方公共団体において様々な観光誘客キャンペーン事業が行われています。これらの事業の公務旅行における取扱いは下記のとおりとしますので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

記

1 公務旅行における取扱い

観光誘客という事業の趣旨を踏まえ、公務旅行においてはこれらの事業の適用を受けないこと。

ゆとり出張を行う場合においても、公務旅行外の部分に事業の適用を受けることが明確である場合を除き、原則として、これらの事業の適用を受けないこと。

2 留意事項

旅費事務センターが手配する場合は当該事業を利用しないよう手配しますが、やむを得ず自己手配となった場合は、各職員において当該事業を利用しないようご注意ください。

なお、「Go To Travel事業」を利用した場合は、利用者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等が記録されます。

3 その他

修学旅行等の引率業務についても、公務旅行であることから、同事業の利用の自粛対象となります。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-821-4725

事務連絡
令和2年7月17日

各都道府県
（観光、総務、人事、市区町村担当課扱い）
各指定都市
（観光、総務、人事担当課扱い）

御中

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）
総務省自治行政局地域政策課
公務員部給与能率推進室

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について

令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「G o T o キャンペーン事業」）のうち「G o T o トラベル事業」（以下「本事業」という。）については、令和2年7月10日に、同月22日から同事業を開始する旨を発表したところですが、公費出張については、下記を踏まえ対応していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 本事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。本事業の概要として7月10日に発表したものは、別添1を御参照ください。
- 2 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりません。
- 3 そこで、国においては、別添2のとおり、観光庁から衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び各府省庁に対し、公費出張における本事業の利用の自粛について要請したところです。
- 4 各地方公共団体におかれても、以上の趣旨に則り適切に対応していただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

5 本事務連絡は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

- ・ G o T o トラベル事業に関すること
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）
電話：03-5253-8329
- ・ 本事務連絡に関すること
総務省自治行政局地域政策課
電話：03-5253-5523
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室
電話：03-5253-5549

Go To トラベル事業

※本資料は7月10日に公表したものであり、最新の資料は以下観光庁HPで公表しております。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

Go To トラベル事業の概要①

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の **1 / 2 相当額**を支援。
- 支援額の内、① **7 割**は**旅行代金**の**割引**に、② **3 割**は**旅行先**で使える**地域共通クーポン**として付与。
- 一人一泊あたり **2 万円が上限**（日帰り旅行については、**1 万円が上限**）。
- **連泊制限**や利用回数の**制限なし**。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の2分の1相当額)

① 旅行代金割引

支援額の7割
(35%)

② 地域共通
クーポン
支援額の
3割
(15%)

【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000円未満は四捨五入)
- 支援額3割を地域共通**クーポン**として**利用者に配布**。
- **地域の観光協会**や観光地域づくり法人(**DMO**)・**商工会**等を通じて、**地域の店舗の参加・登録**を呼びかけ。
- **事務局で一括発行**し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

Go To トラベル事業の概要②

○ 事業開始は、令和2年7月22日（水）から。

- ・ 海の日を含む 7月4連休 の前日の 7月22日 以降に開始する旅行代金の 割引を先行的に開始。
（ 35%割引 （代金の1 / 2相当額×7割） ）
- ・ 7月22日 以降の旅行を 既に予約 している方々については、旅行後の 申請により割引分を還付。
- ・ 7月27日（月） 以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施。



○ 旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ ※詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) 旅行者から事務局への申請

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書 (様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手)
- ・ 領収書 (原本)
- ・ 宿泊証明書 (宿泊時に宿泊施設から入手)
- ・ 個人情報同意書 (様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手)

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込**、**クレジットカード振込**等。



旅行者 → 事務局
(郵送又はオンラインを予定)

Go To トラベル事業の概要④

○ 地域共通クーポンについて

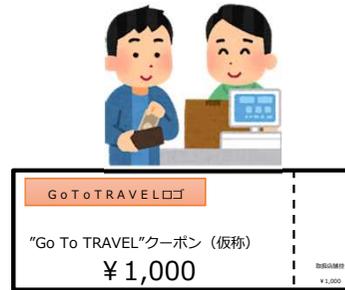
- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の**1.5%**（代金の1 / 2相当額×3割）（※）。
- ※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満は四捨五入）
- ・ 旅行先の**都道府県 + 隣接都道府県**において、**旅行期間中**に限って使用可能。

地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン加盟店（※） （旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：3,000円

旅行代金割引：7,000円

② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：6,000円

旅行代金割引：14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行者含む)

宿泊施設に直接



(直販予約システム等)

申し込み



① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く
※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ

(※個人で手配する交通は割引対象外)



割引対象外



※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行

旅行代理店・
予約サイト等経由で



(中小旅行者含む)

申し込み



例① 修学旅行



例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

旅行代理店・
予約サイト経由で



申し込み



（中小旅行業者含む）

〔旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む〕

例：往復交通+a

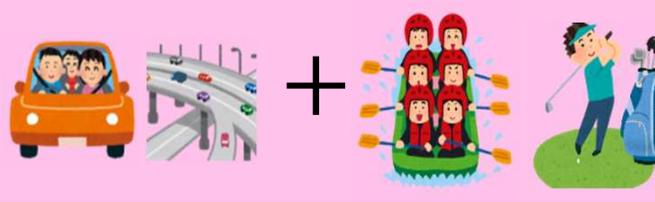
往復乗車券+日帰り温泉券



往復乗船券+旅行先でのランチ



高速道路周遊パス+体験型アクティビティ



高速バス往復+いちご狩り



往復航空券+体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券

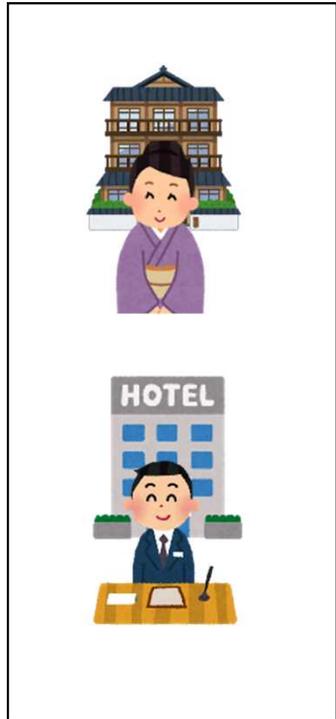


※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

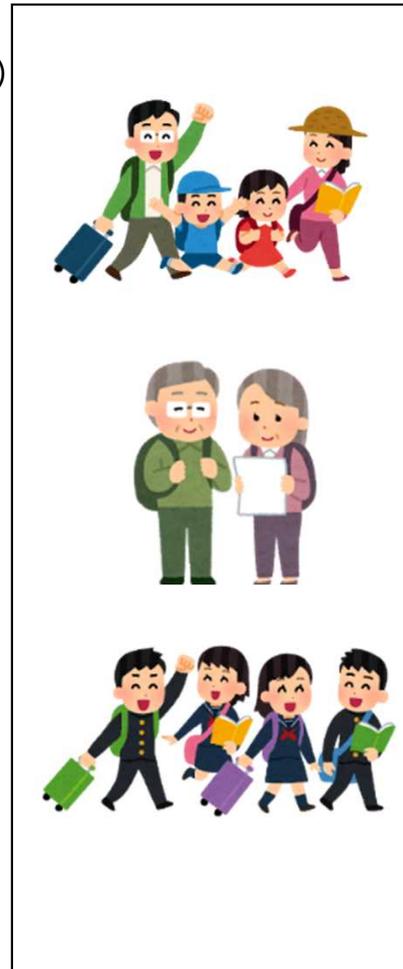
旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設



旅行者



地域共通クーポン加盟店 (旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、アクティビティ、交通機関など)



① 宿泊予約
(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

② 旅行代金割引
支援額の7割程度
= 7,000円分
(※旅行者は13,000円支払)

③ 地域共通クーポン配布
支援額の3割程度
= 3,000円分

④ 地域共通
クーポン利用

旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行 (往復の交通費、宿泊費等込み) に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

① 旅行商品予約

支援額 (代金の2分の1相当額)

② 旅行代金割引

支援額の7割程度

= 28,000円分※

(※旅行者は72,000円支払)

③ 地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



旅行者による利用イメージ③

例) 1人 **3万円**の日帰り旅行 (往復の交通費 + 食事や観光体験等) に参加する場合

旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

① 旅行商品予約

支援額 (代金の2分の1相当額)

② 旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分※

(※旅行者は23,000円支払)

③ 地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分※

旅行者



地域共通クーポン加盟店

(旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など)

土産物店



飲食店



観光施設

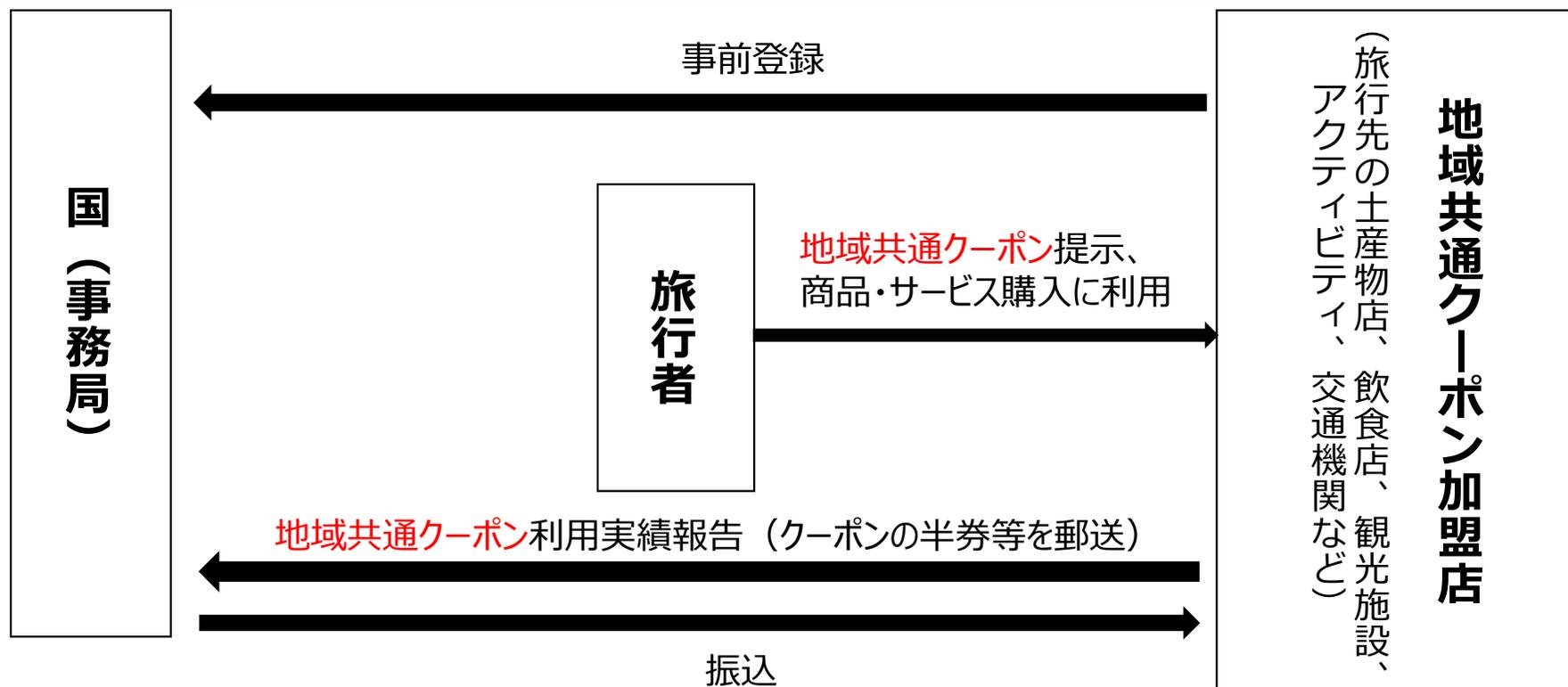


交通機関



④ 地域共通クーポン利用

地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ



- クーポンの利用可能店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、全国津々浦々から広く募集。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会等を通じて、きめ細かく周知（（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などを検討中）。
- 利用可能店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、利用可能店舗の一覧をHPなどで周知。
- 利用可能店舗からクーポンの半券等の郵送を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を振り込む等の形で精算することを想定。
- 説明会は事務局によるもののほか、7/13（月）から各運輸局主催で、全国で59回開催予定（7/9時点）

地域共通クーポンで購入できないもの

調整中

- 地域共通クーポンは、**旅行中における地域での消費も喚起する**観点から付与するもの。
- このため、次の物品又はサービスの購入等については、地域共通クーポンの利用対象外。

① 行政機関への支払い

- ① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ② 社会保険料（医療保険、年金保険等）
- ③ 宝くじ
- ④ その他（市指定のゴミ袋、公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース）等）
※ 宿泊サービス、博物館・美術館の入館料等、現業に対する対価は対象

② 日常生活の継続的な支払い

- ① 光熱費、電話料金等
- ② NHK放送受信料
- ③ 不動産賃料
- ④ 駐車場の月極・定期利用
- ⑤ 保険商品

③ 遊技場営業、性風俗関連特殊営業等

- ① 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等
- ② 遊技場営業（風営法第2条1項第4号及び第5号）を営む店舗で提供される商品、サービス等
（主たる業務の内容として当該営業を営む店舗に限る。）
- ③ 性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項）を営む店舗で提供される商品、サービス等
（主たる業務内容として当該営業を営む店舗に限る。）

④ 換金性の高いモノ

- ① 金券（ビール券、清酒券、図書券、旅行券等）、店舗が独自に発行する商品券、切手、収入印紙等
- ② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ③ 金融商品（預貯金（振込を含む）、株式、投資信託等）
- ④ 現金等との交換（地域共通クーポンの売却等）

⑤ その他

- ① 事業活動に係る商品、サービス等の購入
- ② 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金の支払い
- ③ 既存の債務の弁済
- ④ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの

※ 地域共通クーポンの利用地域と隣接する都道府県まででサービスが完結するもののみを対象とする。

旅行需要の平準化に向けた取組

- ・ 旅行需要の平準化のため、事業のプロモーション等において、夏季等における休暇の分散取得、有給休暇の積極的取得、ワーケーション、滞在型旅行の促進等を広報周知。

[イメージ]

休暇取得の分散化
・ 滞在型旅行の促進

7月22日
(水) 事業開始



旅行・宿泊

夏

秋

冬

春



業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「**新しい旅のエチケット**」の**更なる利用者への周知**を**実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された**感染拡大予防ガイドライン**の**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会

【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

等

○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

- ・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。

《各府省庁長》

国土交通省観光庁長官
〔公印省略〕

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について（通知）

令和 2 年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「G o T o キャンペーン事業」）のうち「G o T o トラベル事業」（以下「本事業」という。）については、令和 2 年 7 月 10 日に、同月 22 日から同事業を開始する旨を発表したところですが、公費出張については、下記を踏まえ対応していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 本事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。本事業の概要として 7 月 10 日に発表したものは、別添を御参照ください。
- 2 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定しておりません。
- 3 従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)等により旅費等の支給を受ける旅行においては、本事業の利用を控えるよう周知していただきますよう、お願いいたします。また、各府省庁所管の独立行政法人におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

事務連絡
令和2年7月17日

《旅費担当部局》

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について

件名のことにつきましては、令和2年7月17日付で観光庁長官から各府省庁官房長等、衆議院事務総長、参議院事務総長、最高裁判所事務総長、会計検査院事務総長、人事院事務総長宛に通知したところですが、「G o T o トラベル事業」を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されますので、公費出張において本事業の利用を控えるよう周知していただく際にはこの点を付言していただきますよう、お願いいたします。

なお、当該記録の照会の手続き等の詳細につきましては、本事業の事務局との調整が整いしだい、追って連絡いたします。

【連絡先】

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

電話：03-5253-8329